居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算フローチャート

白山市長寿介護課

(①すべての居宅介護支援事業所は、毎年度2回(前期・後期)、各サービス種別ごとに紹介率(集中割合)を計算する。【別紙 特定事業所集中減算に関する届出書】

前期 判定期間・・・3月から8月 報告期限・・・9月15日 減算対象・・・10月から3月 後期 判定期間・・・9月から2月 報告期限・・・3月15日 減算対象・・・ 4月から9月





各サービス種別ごとの紹介率 が全て80%以下である 各サービス種別ごとの紹介率(集中割合)がいずれか1つでも80% を超えている





報告不要

白山市へ報告する (正当な理由がある場合はその理由を併せて提出)





正当な理由がある(※) (白山市が判断)



正当な理由がない (提出された理由が不適当な場 合を含む)





減算の対象とはならない

減算の対象とはならない

減算適用期間において 減算を行う



紹介率の計算結果を 5年間保存する

- (※)必要に応じて以下の書類を提出してください。
- ①サービス利用にかかる理由書
- ②居宅サービス計画(第1表から第4表、第6表、第7表)
- ③利用者の心身の状況や必要とするサービスの内容を示す、アセス メントシートや診断書等の関係書類
- ④利用者について地域ケア会議等の意見、助言を受けた場合は、当 該会議の記録
- ※ 上記④の会議の記録については、正当な理由を届け出る際に必 須ではないことに留意すること